

○厚生労働省令第二百二十八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第二十七条第一項、第七十六条第三項、第百三条第一項及び第百十三条の規定に基づき、粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令

（粉じん障害防止規則の一部改正）

第一条 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
第六条の二 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場（ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る。次条及び第六条の四第二項において同じ。）については、当該粉じん作業に係る粉じんの減少させるため、換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。	第六条の二 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場（ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る。次条において同じ。）については、当該粉じん作業に係る粉じんの減少させるため、換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。
第六条の三 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場について、半月以内ごとに一回、定期に、厚生労働大臣の定めるところにより、当該坑内作業場の切羽に近接する場所の空気中の粉じんの濃度を測定し、その結果を評価しなければならない。ただし、ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じんの濃度の測定が著しく困難である場合は、この限りでない。	第六条の三 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場について、半月以内ごとに一回、定期に、空気中の粉じんの濃度を測定しなければならぬ。ただし、ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じんの濃度の測定が著しく困難である場合は、この限りでない。
2 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場において前項の規定による測定を行うときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該坑内作業場における粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定しなければならない。ただし、当該坑内作業場における鉱物等中の遊離けい酸の含有率が明らかでない場合は、この限りでない。	(新設)
第六条の四 事業者は、前条第一項の規定による空気中の粉じんの濃度の測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならない。	第六条の四 事業者は、前条の規定による空気中の粉じんの濃度の測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならない。
2 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場について前項に規定する措置を講じたときは、その効果を確認するため、厚生労働大臣の定めるところにより、当該坑内作業場の切羽に近接する場所の空気中の粉じんの濃度を測定しなければならない。	(新設)
3 事業者は、前条又は前項の規定による測定を行ったときは、その都度、次の事項を記録して、これを七年間保存しなければならない。	(新設)

ない。	一 測定日時	二 測定方法	三 測定箇所	四 測定条件	五 測定結果	六 測定を実施した者の氏名	七 測定結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要	八 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用保護具の概要	四 事業者は、前項各号に掲げる事項を、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により、労働者に周知させなければならない。	（呼吸用保護具の使用） 第二十七条（略）	二 事業者は、別表第三第一号の二、第二号の二又は第三号の二に掲げる作業に労働者に従事させる場合（第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。）にあつては、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての第六条の三及び第六条の四第二項の規定による測定の結果（第六条の三第二項ただし書に該当する場合には、鉱物等中の遊離けい酸の含有率を含む。）に応じて、当該作業に従事する労働者に有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させなければならない。	三（略）
（新設）									（呼吸用保護具の使用） 第二十七条（略）		二 事業者は、別表第三第一号の二、第二号の二又は第三号の二に掲げる作業に労働者に従事させる場合（第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。）にあつては、当該作業に従事する労働者に電動ファン付き呼吸用保護具を使用させなければならない。	三（略）

(労働安全衛生規則の一部改正)

第二条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
(ずい道等の掘削等作業主任者の職務) 第三百八十三条の三 事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。 一 (略) 二 換気等の方法を決定し、労働者に使用させる呼吸用保護具を選択すること。 三 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等、保護帽及び呼吸用保護具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。 四 要求性能墜落制止用器具等、保護帽及び呼吸用保護具の使用状況を監視すること。			(ずい道等の掘削等作業主任者の職務) 第三百八十三条の三 事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。 一 (略) (新設) 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。		
別表第六（第七十九条関係）					
(略)	区分	受講資格	講習科目	(略)	
	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習			学科講習 イ (略) ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境の改善方法等に関する知識 ハ・ニ (略)	

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条中労働安全衛生規則第三百八十三条の三の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

（作業主任者に関する経過措置）

第二条 事業者は、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第十号の二の作業については、令和四年三月三十一日までの間は、この省令の施行の日前に第二条の規定による改正前の労働安全衛生規則（次項において「旧規則」という。）別表第六に掲げる講習科目によるずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、ずい道等の掘削等作業主任者を選任することができる。

2 事業者は、前項の作業については、前項に規定する期間の経過後において、この省令の施行の日前に旧規則の規定により行われたずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者であつて、令和六年三月三十一日までの間に労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十七条第三項に規定する登録教習機関が行う講習で都道府県労働局長が定めるものを修了したものをずい道等の掘削等作業主任者に選任す

ることができる。